

資料4

水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値案と 水域 PEC との関係及び基準値設定後の対応について

1. 基準値案と水域 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値案と水域環境中予測濃度（水域 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料 3-1～3-3 参照。）

水域基準値案と水域 PEC の関係
（基準値設定剤）

（単位：μg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC	
		<i>Tier1</i>	<i>Tier2</i>	<i>Tier3</i>	<i>Tier1</i>	<i>Tier2</i>
イプトリアゾピリド	33	2.1			対象外	

※ 事務局計算

（再評価対象剤）

（単位：μg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC	
		<i>Tier1</i>	<i>Tier2</i>	<i>Tier3</i>	<i>Tier1</i>	<i>Tier2</i>
グリホサート	3,000 (6,200)	23 (同上)			0.053 (0.047)	
ピロキロン	3,300 (同上)	30 (同上)			対象外	

2. 今後の対応

（１）基準値設定剤について

イプトリアゾピリドについては、水域 PEC が新たに設定される水域基準値案の 10 分の 1 以下になることを確認したため、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

（２）再評価対象剤

グリホサート及びピロキロンについては、水域 PEC が新たに設定される水域基準値案の 10 分の 1 以下になることを確認したため、引き続き農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

【参考：モニタリングの状況】

グリホサートについては、これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査は確認できなかった。

直近 5 年間（平成 31～令和 5 年度）に行われた水道原水の水質検査の結果によれば、全調査地点（延べ 3,219 地点（各年度の調査地点の合計であり、同一地点を含む））のうち、水域基準値案 3,000 $\mu\text{g/L}$ の 10 分の 1 を上回っている地点はなかった。

直近 5 年間に実施された公共用水域水質測定、水環境中の要調査項目等存在状況調査、化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

ピロキロンについては、これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査で検出された最高濃度は 7.1 $\mu\text{g/L}$ であった。

直近 5 年間（平成 31～令和 5 年度）に行われた水道原水の水質検査の結果によれば、全調査地点（延べ 3,484 地点（各年度の調査地点の合計であり、同一地点を含む））のうち、水域基準値案 3,300 $\mu\text{g/L}$ の 10 分の 1 を上回っている地点はなかった。

直近 5 年間に実施された公共用水域水質測定、水環境中の要調査項目等存在状況調査、化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。